

公益社団法人 茨城県栄養士会長 殿

茨城県保健医療部長  
(公 印 省 略)

令和 7 年度茨城県特定健康診査・特定保健指導実施者研修(初任者向け)について

日頃より、保健・福祉行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させるための効果的な保健指導を実施するため、下記のとおり、特定保健指導に従事する人材の育成を目的とした実施者研修(初任者向け)を別添のとおり開催いたします。

なお、第 1 回はWEB(動画)研修、第 2 回は集合研修(実務者のみ参加)となっております。  
つきましては、関係機関へ周知くださいますようお願いいたします。

記

1 研修日程及び会場 別添日程表参照

2 受講対象者

特定健診・特定保健指導に従事する者又はその予定のある者(初任者:経験1~2年目)とし、以下の者とする。

- (1) 県内の医療保険者に所属する医師、保健師、管理栄養士、事務職等
  - (2) 市町村衛生部門等において生活習慣病予防対策を担当する保健師、管理栄養士等
  - (3) 県内の民間事業者(医療機関)等において特定保健指導事業の委託を受け、当該事業に従事する者
- ※ 事務職の方は、第 1 回WEB(動画)研修のみの受講となります。

3 定員 第 2 回のみ 100 名(第 1 回は定員の制限はありません)

※ 研修会場の都合により、定員の制限をしております。定員数を超えた場合は、お断りさせていただく場合がありますので御了承ください。(受講不可の場合のみ、事務局から連絡いたします。)

※ 研修会場の駐車台数に限りがございますので、各所属でお車を乗り合わせの上お越しく下さい。なお、お車の乗り合わせ等が難しい場合には、お手数ですが個別に御相談ください。

4 受講料 無料

5 修了証書について

※ 医師、保健師、管理栄養士、看護師(一定の保健指導の実務経験のある者)\*であって、全日程を受講された方は修了証書を交付いたします。

\*「一定」の要件「実務経験」の要件については、2008 年 4 月現在において 1 年以上(必ずしも継続した 1 年間である必要はない)、保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業者が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業に従事した経験を有すること。(令和 5 年 3 月 31 日付健発 0331 第 4 号・保発 0331 第 6 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知。令和 5 年 7 月 31 日一部改正)

6 申 込 先 いばらき電子申請・届出サービス

URL:[https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerDetail\\_initDisplay?tempSeq=72324](https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=72324)

7 申込方法 いばらき電子申請・届出サービスでお申し込みください。

8 申込期限 令和 7 年 5 月 23 日(金) 必着

9 問合せ先 茨城県保健医療部保健政策課国民健康保険室 特定健診・保健指導担当  
TEL: 029-301-3172



申込 QR コード